

合 意 書

第二百二十八回国会の会期が残すところ一日となつたいま、われわれは、国民の期待に於て政治改革関連法案の成立を
図らなければ、わが国議会制民主政治に癒しがたい傷痕を残すとの深刻な認識において一致した。
成立に向けての双方の話し合いに歩み寄りを生むのは、互譲の精神にほかならない。二人は、これまでの長きにわたる
真剣な政治改革論議を重く受け止めるとともに、国家国民のため、いま政治がとるべき選択と決断に深く思いを致し、虚
心に意を通わせたところもある。

話し合いの結果、左記の事項について合意するに至つた。ついでには、本合意に基づく修正を第二百二十九回国会において
連立与党及び自由民主党の共同で、平成六年度当初予算審議に先立つて実現されることを前提に、今国会では施行日を修
正した上で政府提出法案を成立させることとする。

なお、成立した法律の施行期日は別に定める施行法によるものとし、当該施行法は本合意に基づく修正と同時に成立さ
せるものとする。

平成六年一月二十八日

内閣総理大臣 細川 護 熙
自由民主党総裁 河野 洋 平

記

一、比例代表選挙は、ブロック名簿、ブロック集計とする。ブロックは、第八次選挙制度審議会の答申の十一ブロックを
基本とする。

二、企業等の団体の寄付は、地方議員及び首長を含めて政治家の資金管理団体（一に限る。）に対して、五年に限り、年間
五十万円を限度に認める。

三、戸別訪問は、現行どおり禁止とする。

四、小選挙区選出議員の数は三百人、比例代表選出議員の数は二百人とする。

五、小選挙区の候補者届出政党、比例代表選挙の名簿届出政党並びに政治資金規正法及び政党助成法の政党要件の「三%」
は、「二%」とする。

六、各政党に対する政党助成の上限枠は、前年収支実績の四十%とする。ただし、合理的な仕組みが可能な場合に限り。

七、投票方法は記号式の二票制とする。

八、寄付禁止のための慶弔電報等の扱いは、現行どおりとする。

九、衆議院選挙区画定のための第三者機関は総理府に設置する。

十、以上の合意の法制化のため、衆参両院からなる連立与党及び自由民主党各六名（計十二名）の委員により、協議を行う
ものとする。

以上